



原告194

欠番

原告195

1 認定事実

原告195は、昭和29年に京都市にて出生し、現在は原告解放同盟門司地区協議会書記長などを務めている。

原告195は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、原告解放同盟における所属協議会、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

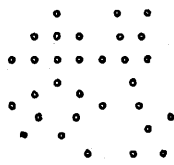
(甲280)

2 判断

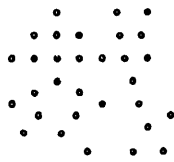
(1) 原告195の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(2) 上記認定によれば、原告195は、本件人物一覧に原告解放同盟における所属協議会及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙495)によれば、原告195が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、上記の掲載は本件人物一覧の公開後である平成29年5月であることはおくとしても、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。

(3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告195の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告195が原告解放同盟に所属しているこ



とが本件口頭弁論終結時点で掲載されていたことも考慮すると1万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1500円と認めるのが相当である。



原告 196

1 認定事実

原告 196 は、昭和 17 年に福岡県古賀市で出生した。

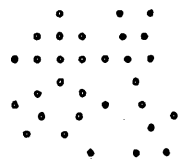
原告 196 の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 196 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 281, 344)

2 判断

- (1) 原告 196 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表により、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 196 は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告解放同盟における役職については、証拠（乙 496）によれば、原告 196 は自らが原告解放同盟に所属していることを明らかにして選挙活動を行い、平成 23 年 4 月に行われた古賀市議会議員選挙に立候補し当選したものと認められるから、原告 196 が原告解放同盟に所属していることは既に一般に広く知られていたと推認される。そうすると、本件人物一覧により原告 196 の原告解放同盟における役職が公開されたとしても、プライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 196 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 196 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



原告197

1 認定事実

原告197は、昭和23年に福岡県筑紫野市で出生した。

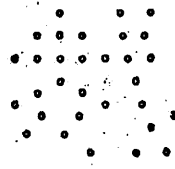
原告197の前住所は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

原告197は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び叔父の名前を掲載された。

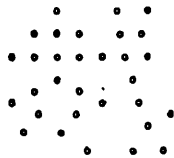
(甲333, 344)

2 判断

- (1) 原告197の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告197は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告197の叔父に関する情報は、原告197にとって直ちにみだりに他人に知られたくないようなプライバシー情報に当たるとはいえず、この点についてプライバシーの侵害は認められない。これに対し、証拠(乙485, 664)によれば、原告197が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告197の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告197が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると1万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は1



000円と認めるのが相当である。



原告198

1 認定事実

原告198は、昭和32年に福岡県飯塚市（現在の地名）で出生し、現在は原告解放同盟飯塚市協議会書記長を務めている。

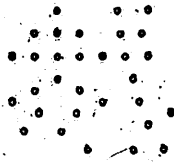
原告198の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

原告198は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

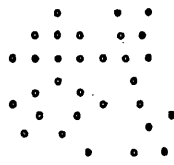
(甲92, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告198は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙286, 668）によれば、原告198が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告198の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告198のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告198は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告198の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告198が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は2000円と認める。



原告199

1 認定事実

原告199は、昭和23年に福岡市で出生した。

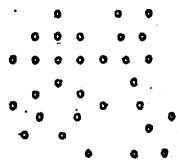
原告199の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の福岡県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告199は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び生年を、「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲282, 344)

2 判断

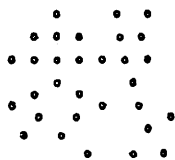
- (1) 上記認定によれば、原告199は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙287, 343, 484, 485, 497, 664）によれば、原告199が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告199の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「福岡県」の欄の公表により、原告199のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告199は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告199の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告199が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。

原告200

欠番



原告 201

1 認定事実

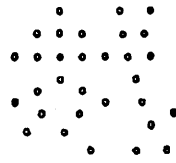
原告 201 は、昭和 25 年に佐賀県唐津市で出生した。

原告 201 は、本件人物一覧の「部落解放同盟佐賀県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 283)

2 判断

- (1) 原告 201 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 201 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 498）によれば、原告 201 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られている又は自らインターネット上に公開しているとまではいえないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 201 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 201 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 000 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 500 円と認めるのが相当である。



原告 202

1 認定事実

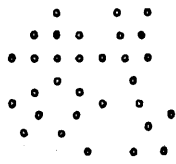
原告 202 は、昭和 25 年に長崎市で出生した。

原告 202 は、本件人物一覧の「部落解放同盟長崎県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

(甲 284)

2 判断

- (1) 原告 202 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 202 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーを違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 499）によれば、原告 202 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 202 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 202 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 203

1 認定事実

原告 203 は、昭和 22 年に熊本県にて出生し、現在は原告解放同盟熊本県連合会書記長を務めている。

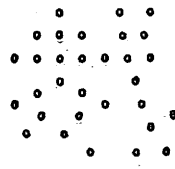
原告 203 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の熊本県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 203 は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所（ただし誤っているもの）及び電話番号を掲載された。

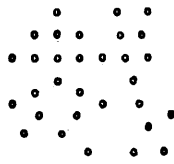
(甲 285, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 203 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 500, 670）によれば、原告 203 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 203 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「熊本県」の欄の公表により、原告 203 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 203 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 203 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 203 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万 5 0



00円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 204

1 認定事実

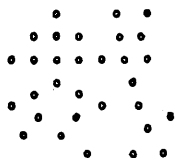
原告 204 は、昭和 31 年に熊本県で出生した。

原告 204 は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 334)

2 判断

- (1) 原告 204 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 204 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 500, 670）によれば、原告 204 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 204 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 204 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



原告 205

1 認定事実

原告 205 は、昭和 28 年に熊本県菊池市で出生した。

原告 205 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の熊本県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 205 は、本件人物一覧の「部落解放同盟熊本県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 286, 344)

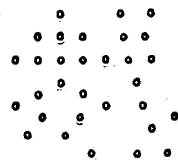
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 205 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

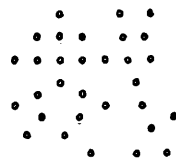
他方、証拠（乙 500, 501, 670）によれば、原告 205 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、多数の演題・講演者が羅列されていたり、ホームページの下部の階層に掲載されていたりするなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 205 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「熊本県」の欄の公表により、原告 205 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 205 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 205 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 205 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 206

1 認定事実

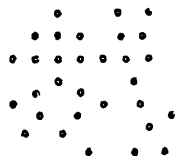
原告 206 は、昭和 19 年に大分県で出生し、現在は原告解放同盟大分県連合会委員長を務めている。

原告 206 の現住所は、本件地域一覧の大分県の欄にある特定の地域における「部落所在地」及び「現在地」欄に記載されている。

(甲 335, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 206 は、その現住所が本件地域にあるので、本件地域一覧の「大分県」の欄の公表により、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告 206 は、自らに関する情報を本件人物一覧に公開されたとは主張していないので、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 206 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 207

1 認定事実

原告 207 は、昭和 17 年に宮崎県延岡市で出生し、現在は原告解放同盟宮崎県連合会副委員長を務めている。

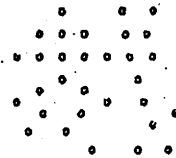
原告 207 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の宮崎県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 207 は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

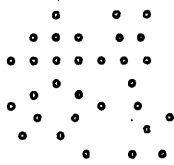
(甲 287, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 207 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 502）によれば、原告 207 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 207 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「宮崎県」の欄の公表により、原告 207 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 207 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 207 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 207 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と



認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は3000円と認めるのが相当である。



原告 208

1 認定事実

原告 208 は、昭和 24 年に宮崎県えびの市（現在の地名）で出生した。

原告 208 は、本件人物一覧の「部落解放同盟宮崎県連合会役員」の欄に氏名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 288)

2 判断

- (1) 原告 208 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 208 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していること、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠（乙 503）によれば、原告 208 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められないから、上記の認定判断を左右するものではない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 208 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 208 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。